

# 業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社ザイナス

## 第1 求人

1. 当社は、日本国内に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

## 第2 求職

1. 当社は、日本国内に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。

## 第3 紹介

1. 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努めます。
2. 求人者には、その御希望に適合する求職者を紹介できるよう努めます。
3. 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職者を求人者に紹介する場合には、紹介状にて紹介手続きを行います。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

6. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
7. 就職が決定しましたら求人者から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けま  
す。

#### 第4 その他

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係  
る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から当社にご連絡くださ  
い。  
また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から  
6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社に  
対して報告してください。
3. 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づ  
き、適正に取り扱います。
4. 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務につ  
いて、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員で  
あること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
5. 当社の取扱職種の範囲等は、日本国内の全職種です。
6. 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべて  
職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳  
しくおたずねください。

2021年11月1日

代表者 江藤 稔明

◆手数料に関して

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;"><u>0 %</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス <b>【職業紹介サービス】</b>	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>35 %</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>35 %</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス <b>【職業紹介の付加サービス】</b> ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>35 %</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◆返戻金制度について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合、下記の率で算出した金額を返戻するものとします。

但し、求職者に対する処遇及び労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なったことに起因する退職はこの限りではありません。

御請求期間は退職日より 1 か月以内とさせていただきます。該当する事由が発生しましたらお手数ですが速やかにご連絡願います。

退職時期	返戻割合
入社日から起算して 1 か月以内での退職	成功報酬の 80%
入社日から起算して 1 か月を越え 3 か月以内での退職	成功報酬の 50%